

2025年12月24日

各位

会社名 株式会社フジ・メディア・ホールディングス
代表者名 代表取締役社長 清水 賢治
(コード番号：4676 東証プライム市場)
問合せ先 専務執行役員 深水 良輔
(TEL：03-3570-8000)

当社株式の大規模買付行為等に係る大規模買付行為等趣旨説明書の変更申出書 受領に関するお知らせ

当社は、2025年12月15日付け「当社株式の大規模買付行為等に係る大規模買付行為等趣旨説明書の受領に関するお知らせ」で公表いたしましたとおり、野村絢氏（以下「買付者」といいます。）より、同日付けで当社株式の大規模買付行為等に係る「大規模買付行為等趣旨説明書」（以下「本趣旨説明書」といいます。）を受領していましたが、2025年12月24日付けで本趣旨説明書に係る変更の申出書（以下「本変更申出書」といいます。）を受領いたしましたので、お知らせいたします。

本変更申出書においては、以下のとおり本趣旨説明書の内容が変更されております（変更箇所には下線を付しております。）。

すなわち、本変更申出書による変更前の本趣旨説明書においては、①外国為替及び外国貿易法に基づく対内直接投資等にかかる事前届出の手続きを経ていることを条件とし、市場買付け又は市場外買付け（公開買付けを含みます。）により当社株式（普通株式）の買付け（以下「本買付け」といいます。）を実施すること、②買付者は、その特別関係者である株式会社レノ（以下「レノ」といいます。）、株式会社エスグラントコーポレーション（以下「エスグラント」といいます。）及び株式会社シティインデックスファースト（以下「シティインデックスファースト」といい、買付者とレノ、エスグラント及びシティインデックスファーストを総称して「買付者ら」といいます。）の保有分と合わせて、本日現在、当社株式を42,042,900株保有しているところ、本買付けによる買付株式数は、本買付け後の買付者らの合計議決権割合を最大で33.3%とするため、2,500万株程度を上限とする（ただし、本買付けによる買付株式数の上限は、当社が2025年11月10日付けで公表した「自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ」に基づく自己株式の取得状況に応じて変動する可能性がある）こと、③当社株式の買付価格は、各買付け時における市場価格又はこれに準じる価格であること、④当社株式の買付期間は、本趣旨説明書提出後、当社が2025年7月10日付けで公表した「株式会社レノらによる当社株式を対象とする大規模買付行為等が行われる具体的な懸念があることに基づく当社の会社支配に関する基本方針及び当社株式の大規模買付行為等への対応方針の導入に関するお知らせ」に記載の対応方針（以下「本対応方針」といいます。）に定める対抗措置の発動についての株主意思確認総会の決議終了時を始期とし、本趣旨説明書提出日から1年を経過する日を終期とすること、⑤本買付けに対する本対応方針に定める対抗措置の発動についての株主意思確認総会の決議が通常の普通決議で可決された場合は、買付者は本買付けを行わないものとする、⑥当該株主意思確認総会の決議がMOM決議（買付者らの議決権を除いた決議）で行われ、MOM決議としては可決されたが、MOM決議ではない通常の普通決議であれば否決されていたという場合には、買付者らは本対応方針に基づく新株予約権無償割当ての差止めを求める仮処分命令申立てを行い、MOM決議の有効性ないし妥当性について裁判所の判断を仰ぐ予定であり、当該仮処分命令申立てによる差止めが認められなかった場合には本買付けは行わないこと、⑦当社が（i）不動産事業（都市開発・観光事業）のスピノフに向けた具体的な準備を開始すること又は（ii）不動産事業の完全売却に向けて具体的に動くこと^{のいずれかの方針及びDOE（自己資本配当率）4%を下限とする配当方針とすることを含む株主還元方針を公表した場合には、買付者は本趣旨説明書を撤回し、本買付けを行わないこと等が記載されておりました。}

他方で、本変更申出書による変更後の本趣旨説明書においては、①外国為替及び外国貿易法に基づく対内直接投資等にかかる事前届出の手続きを経ていることを条件とし、公開買付けにより本買付けを実施すること（本対応方針に基づくプロセスの進捗に応じて、関東財務局との事前相談等の準備を進めていく予定であること）、

②買付者は、その特別関係者であるレノ、エスグラント及びシティインデックスファーストの保有分と合わせて、本日現在、当社株式を 42,042,900 株保有しているところ、本買付けによる買付株式数は、本買付け後の買付者らの合計議決権割合を最大で 33.3%とするため、2,500 万株程度を上限とする（ただし、本買付けによる買付株式数の上限は、当社が 2025 年 11 月 10 日付けで公表した「自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ」に基づく自己株式の取得状況に応じて変動する可能性がある）こと、③当社株式の買付価格（公開買付価格）は、1 株当たり 4,000 円であること、④当社株式の買付期間（公開買付期間）は、本対応方針に基づき本買付けが可能となったときは可及的速やかに公開買付けを開始し、公開買付期間は 30 営業日とすること、⑤本買付けに対する本対応方針に定める対抗措置の発動についての株主意思確認総会の決議が通常の普通決議で可決された場合は、買付者は本買付けを行わないものとする事、⑥当該株主意思確認総会の決議が MOM 決議（買付者らの議決権を除いた決議）で行われ、MOM 決議としては可決されたが、MOM 決議ではない通常の普通決議であれば否決されていたという場合には、買付者らは本対応方針に基づく新株予約権無償割当ての差止めを求める仮処分命令申立てを行い、MOM 決議の有効性ないし妥当性について裁判所の判断を仰ぐ予定であり、当該仮処分命令申立てによる差止めが認められなかった場合には本買付けは行わないこと、⑦当社が（i）不動産事業（都市開発・観光事業）のスピノフに向けた具体的な準備を開始すること又は（ii）不動産事業の完全売却に向けて具体的に動くことのいずれかの方針及び DOE（自己資本配当率）4%を下限とする配当方針とすることを含む株主還元方針を公表した場合には、買付者は本趣旨説明書を撤回し、本買付けを行わないこととされております。

本変更申出書は、当社取締役会及び株主の皆様が大規模買付行為等の内容を検討する前提となる情報に実質的に重大な変更を生じさせるものであることから、当社は、本変更申出書の提出を受けた 2025 年 12 月 24 日付けで本対応方針に定める大規模買付行為等趣旨説明書の提出を受領したものとみなして、本対応方針に定める手続を進めてまいります。ついては、当社取締役会は、2025 年 12 月 22 日付け「当社株式の大規模買付行為等に係る情報リスト交付に関するお知らせ」で公表いたしましたとおり、本変更申出書による変更前の本趣旨説明書を前提に、買付者に対して当社取締役会及び株主の皆様が大規模買付行為等の内容を検討するために必要と考えられる情報の提供を求めることを目的として「情報リスト」を交付していましたが、本変更申出書による本趣旨説明書の変更を踏まえて、2025 年 12 月 24 日から 5 営業日以内（初日不算入）である 2026 年 1 月 7 日までに、買付者に対し新たな情報リストを交付する予定です。株主の皆様におかれましては、今後の当社からの情報開示にご留意いただきたく、お願い申し上げます。

なお、本対応方針の詳細な内容につきましては、以下の適時開示資料をご参照ください。

- ・ 2025 年 7 月 10 日付け「株式会社レノらによる当社株式を対象とする大規模買付行為等が行われる具体的な懸念があることに基づく当社の会社支配に関する基本方針及び当社株式の大規模買付行為等への対応方針の導入に関するお知らせ」

上記適時開示資料は、当社ウェブサイト上の以下の URL からご覧いただけます。

URL : <https://contents.xj-storage.jp/xcontents/46760/f49661c9/7723/4436/8130/b08fe8ef40e6/140120250709510465.pdf>

以上